府　令

○内閣府令第六十六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十一条の二第二項の規定に基づき、金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年十月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（保証金代用有価証券）	（保証金代用有価証券）
第六条　金融商品取引業者がその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第百六十一条の二第二項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格（第八条第二項において「代用価格」という。）は、預託する日の前日の時価（次の各号に掲げる市場においては、当該各号に定める時価をいう。第八条第二項及び第三項において同じ。）に株券については百分の八十、その他の有価証券については金融庁長官の認可を得て定める率（次の各号に掲げる市場においては、当該各号に定める率）を乗じた額を超えない額とする。	**第六条**　金融商品取引業者がその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第百六十一条の二第二項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格（以下「代用価格」という。）は、預託する日の前日の時価（取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）においては金融商品取引所（同条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この項において同じ。）が法第百四十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この項において同じ。）においては法第六十七条の十一第一項の規定により登録する認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下この項において同じ。）が法第六十七条の十二の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価及び私設取引システム（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。以下この項において同じ。）においては法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が同項又は法第三十一条第六項の規定に基づき所管金融庁長官等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第四号に規定する所管金融庁長官等をいう。以下この項において同じ。）の認可を得て定める時価をいう。以下同じ。）に株券については百分の八十、その他の有価証券については金融庁長官の認可を得て定める率（取引所金融商品市場においては金融商品取引所が法第百四十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率、店頭売買有価証券市場においては法第六十七条の十一第一項の規定により登録する認可金融商品取引業協会が法第六十七条の十二の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率、私設取引システムにおいては法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が同項又は法第三十一条第六項の規定に基づき所管金融庁長官等の認可を得て定める率）を乗じた額を超えない額とする。
［号を加える。］	［号を加える。］
一　取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）　金融商品取引所（同条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が法第百四十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価及び率	
二　店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）　法第六十七条の十一第一項の規定により登録する認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。第四号において同じ。）が法第六十七条の十二の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価及び率	
三　私設取引システム（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。）　法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が同項又は法第三十一条第六項の規定に基づき所管金融庁長官等（金融商品取引業	
［号を加える。］	